

自立支援医療制度（精神通院医療）

精神疾患のため通院して治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかります。

そのような方々のために通院医療費の負担軽減を図る制度があります。

申請してこの制度が適用されると、精神疾患に関する通院治療のうち医療保険適用分について、自己負担が原則1割に軽減されます。有効期間は1年間で、利用を継続するには再申請の手続きが必要です。

※世帯の所得や疾病等に応じて、自己負担上限額があります。

また、一定所得以上の場合には、対象外となる場合があります。

対象者

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患(てんかんを含む)を有する方

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、
認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)など

対象となる医療

精神通院医療・デイケア・訪問看護・薬代等も対象となります。

ただし、入院医療費は対象外となります。

申請方法

次の書類を子育て福祉健康課へご提出ください。

- ・自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ・自立支援医療診断書(精神通院)
- ・医療保険証

(受診者および受診者と同一の世帯に属する方の名前が記載されている医療保険証)

- ・世帯の所得状況が確認できる書類(町民税課税・非課税証明書等)

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)

人権相談・行政相談・心配ごと相談 合同相談所 開設のお知らせ

日時 9月20日(水) 午後1時～4時

場所 日高町保健福祉総合センター2階会議室

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。



【お問い合わせ先】 日高町社会福祉協議会(TEL: 63・2751)

稲わらの鋤き込みについて

稲わらの流出防止に稲刈り後の秋鋤き込みを行いましょう。

秋季の台風接近・襲来などによる大雨によって、水田が湛水して、稲刈り後の稲わらが水田から流れ出し、道路・用水路や水田の一角に堆積して、その後の除去処理など問題になっています。

稲わら流出の防止対策として、稲刈り後の鋤き込みを行いましょう。

稲わらの全量鋤き込みは、水稲単作では地力の向上、二毛作では地力の維持につながります。また、収穫後すぐに中耕することで、ひこばえの発生を防ぎ、鳥獣のエサを少なくすることにもつながります。(稲わらは稲刈り後の秋鋤き込みが最も望ましいとされています)



【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL：63・3804)

申請はお済みですか？ 受付期間は令和5年9月29日(金)まで

農業物価高騰対策支援事業補助金について

コロナ禍において、農業資材等の高騰により影響を受けている日高町内の農業者に対して、経費負担の軽減を目的として支援を行うことで農業経営の支援と産地の振興を図ります。

対象者

町内に住所を有し、令和4年分の農業収入が50万円以上の農業者

持参していただく物

- 認印
- 申請者名義の通帳

漁業物価高騰対策支援事業補助金について

コロナ禍において、漁業資材等の高騰により影響を受けている日高町内の漁業者に対して、経費負担の軽減を目的として支援を行うことで漁業経営の支援と振興を図ります。

対象者

比井崎漁協の正組合員で、令和4年分の漁業収入が50万円以上の漁業者

持参していただく物

- 認印
- 申請者名義の通帳

【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL：63・3804)